

日本における保育・子育て支援の現状と課題

The present conditions and problems of childcare and child care support in Japan.

福山市立女子短期大学 平沼 博将

HIRANUMA Hiromasa

Fukuyama-city junior college for women

1. はじめに - 少子化社会から人口減少社会へ -

日本では出生率の低下傾向が続いており、「少子化」が社会問題となっている。2005 年の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの数）は 1.25 と過去最低を記録した。2005 年 10 月に行われた調査で、日本の人口は前年に比べ約 2 万人減少していることが分かり、日本は政府の予測よりも 2 年早く「人口減少社会」に突入してしまった。「少子化」の背景には、若者の非婚化・晩婚化が指摘されているが、「経済力がなくて結婚できない」「子育てや教育にお金がかかる」といった経済的な要因もそれに拍車をかけている。

こうした厳しい経済情勢と女性が働くことに対する意識の変化を反映して、共働きの世帯が増加している。日本では 1997 年を境に専業主婦世帯と共働き世帯の数が逆転したが、仕事と子育てを両立させるため妻はパートタイムで働いているケースが、共働き世帯の半数以上を占めている。また、母子家庭や父子家庭といった「一人親家庭」も急増しており、2003 年の母子家庭世帯は 122 万世帯にも上っている。このような状況にあって、日本では子どもの数は減っているにもかかわらず、保育へのニーズは年々高まっている。

2. 保育所入所待機児問題と保育ニーズの多様化

保育所への入所希望が増え続けているにも関わらず、それに見合った保育所の整備が行われなかったことから、都市部を中心に保育所が足りない状況が生まれている。その結果、保育所に入りたくても入れない「保育所入所待機児」の数は、2005 年度で約 43,000 人にも上っている。また、都市部では、電車で 1 時間以上もかけて遠くの保育所に子どもを預けに行かなくてはならないような状況まで起こっている。

親の働き方やライフスタイルも多様化してきており、保育へのニーズも多様化している。例えば、基本となる 8 時間を超えて保育を行う「延長保育」、緊急時など一時的に保育所を利用する「一時保育」、風邪などの病気の子どものみを預ける「病児保育」、病院などの夜間勤務の際に利用する「夜間保育」、自営業や休日出勤の場合に利用する「休日保育」といったサービスが保育所や幼稚園にも求められている。2005 年度から始まった「子ども・子育て応援プラン」という政府の 5 カ年計画にも、こうした子育て支援事業を充実させるために達成すべき具体的な数値目標が掲げられている。

3．児童虐待の増加と子育て支援の必要性

「少子化」や「保育所入所待機児」の問題に加えて、増え続ける「児童虐待」も大きな社会問題となっている。厚生労働省の報告によると、2004年度に児童相談所が処理した児童虐待件数は33,000件を越えており、テレビや新聞でも連日、子どもへの虐待事件が報道されている。虐待の内容をみると、「身体的虐待」が44.5%と最も多く、次いで「ネグレクト（育児放棄）」（36.7%）、「心理的虐待」（15.6%）と続いている。こうした状況を受けて、2004年には「児童虐待防止法」が改正され、「虐待を受けた子ども」だけでなく「虐待を受けたと思われる子ども」も児童相談所へ通告する対象となった。

こうした「児童虐待」を生み出してしまう背景には、育児について誰からも支援が得られずに孤立してしまう母親や、仕事でのストレスを処理できずに子どもや妻に暴力を振るってしまう父親など、大人（親）たちが置かれている厳しい状況もある。厚生労働省が把握している虐待による死亡事例をみても、実母による虐待が53.2%、実父による虐待が20.2%となっている。保育所や幼稚園にはこうした親たちの子育てを支え続ける役割も求められてきている。

4．進む公的保育制度の解体と懸念される障害児保育への影響

日本では、経済格差が広がるなか、子どもを産み・育てることがますます難しい状況になっている。日本政府（小泉内閣）は、表向きには「少子化対策」や「子育て支援」に力を注いでいるように見えるが、その実は、全国の公立保育所が次々と民営化されているように「民間でできることは民間に」という規制緩和を進めているに過ぎない。また、こうした政策の背景には、コストのかかる公的保育制度を解体してしまおうという目論見が見え隠れしている。

こうした公的保育制度の解体が進んでいくと、不十分とはいえこれまで自治体が責任をもって行ってきた障害児保育への影響も懸念される。障害児保育への公的責任が後退すれば、手間もお金もかかる障害児保育を行う保育所はなくなってしまうか、かかる費用を各家庭が負担せざるを得なくなるであろう。

実際に2005年10月に成立した「障害者自立支援法」により、障害児や障害者が福祉サービスを受ける際には1割の費用を自己負担することとなった。さらに、現在検討されている障害乳幼児療育システムの見直しでは、療育事業を、「リハビリテーション」「保育機能」「子育て支援」に分けて、それぞれに費用を負担させようとしている。このままでは、お金がなければ子どもたちに保育も受けさせられず、子どもたちの発達も保障されないような制度が作られてしまう。それはもはや社会福祉制度とは言えないであろう。